

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市地域ぬくもりサポート事業実施業務（東エリア）
発 注 課	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人わーかーびー
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。</p> <p>当該法人は、本市の相談支援事業を受託し、障がい児者の豊富な相談支援の実績を有しているほか、夜間休日虐待通報受付業務及び緊急受入先調整・一時保護業務も受託しており、幅広い業務を展開する法人内の連携に加え、各種機関等とも積極的に連携を図り、人的資源の活用について豊富な経験を有している。また、ボランティアの受入や調整に関する豊富な実績を有し、地域住民との協働による自主事業を積極的に行うなど、地域に密着した多岐に亘る福祉活動を積極的に展開しているところである。</p> <p>また、当該法人は、公募型プロポーザルにより、平成27年10月から本業務を受託しており、他エリアの2法人と連携の上、実施エリアにおいて各種社会資源等との連携を積極的に行うなど、利用者や支援の担い手となる地域住民との面談などにおいて、障がい特性の理解やボランティア業務の豊富な経験から、ニーズ等を的確に把握し丁寧なマッチングを実践してきたことにより、支援件数を延伸させてきた実績があり、良好な履行実績を残している。令和元年度においても、マッチングの工夫等により前年から支援件数を大幅に延伸させており、今後も円滑なボランティア調整業務等の実施が見込まれる本事業において、当該法人の必要性は極めて高く、他に代替することのできないものである。</p> <p>よって、以上の要件を全て備え、事業の継続性の観点も踏まえると、今後においても安定的、発展的な本事業の遂行が見込まれる唯一の法人であり、公募型プロポーザルにより選定され、これまで極めて良好な実績を残していることから、競争入札に付することが適さない契約と考えられる。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和2年3月17日